

(様式第1号)

## 宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

なお、助成の適正を判断するため、宮城県の必要に応じ、過去の特定不妊治療費助成状況について他の自治体へ照会すること及び受診等証明書に不明の点がある場合は医療機関に照会することについて同意します。

記

	(ふりがな) 氏名	生年月日					
夫	( )	昭和 平成	年	月	日	( 歳)	
妻	( )	昭和 平成	年	月	日	( 歳)	
<input type="checkbox"/> (チェック)	※ 事実婚の方はこちらにチェックをお願いします(過去に事実婚で助成を受けた方も含む)。						
住所(※1)	〒 電話 ( )						
住所(※2)	〒 電話 ( )						
過去における 特定不妊治療費 助成の有無	有: ( ) 回, 自治体名: ( ) 申請時期: 平成・令和 年 月, 助成金額: 円 自治体名: ( ) 申請時期: 平成・令和 年 月, 助成金額: 円 自治体名: ( ) 申請時期: 平成・令和 年 月, 助成金額: 円 自治体名: ( ) 申請時期: 平成・令和 年 月, 助成金額: 円 自治体名: ( ) 申請時期: 平成・令和 年 月, 助成金額: 円 無						
※過去の助成 有の場合のみ記入	(ふりがな) 直近に出産した子の氏名 子の生年月日	( ) ( ) 平成・令和 年 月 日					
申請者氏名 氏名 (夫及び妻が自署)							
申請額 (男性不妊治療分除く)		金	円				
申請額 (男性不妊治療分)		金	円				
申請額合計		金	円				
令和 年 月 日							
振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所		
	預金種別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人	( )			
	口座番号					(左詰記入)	
申請受理年月日		(承認・不承認)			決定年月日		
受給者番号							

注) 太枠の中を記入してください。

\*1: 夫婦の住所を記入してください。

\*2: 夫婦の住所が異なる場合に記入してください。

住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいいます。

(添付書類)

- 宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(領収書の写し添付)
- 住民票(3ヶ月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載のないもの)
- 戸籍謄本(3ヶ月以内に発行されたもの)
- 事実婚関係に関する申立書(該当する場合)

※宮城県への申請が通算2回目以降の場合の添付書類の省略について

- 住民票: 前回提出した住民票の発行日から3ヶ月以内に申請を行う場合省略可能
- 戸籍謄本: 住民票で婚姻関係が確認できる場合省略可能

(裏)

## 1 治療の内容・結果及び妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

### (1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。

また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようになっています。

### (2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 患者（女性）の年齢   | (4) 妊娠・出産の状況 |
| (2) 不妊の原因       | (5) 生まれた子の状況 |
| (3) 治療の内容、妊娠の有無 |              |

## 2 以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。